

質問事項に関する回答書

(件名)関越自動車道 山本山トンネル覆工補強工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	12月8日	入札公告(説明書)	P3	3-1(5)	同種工事の実績として、「b)高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において交通規制(車線減少)を実施した工事(片側交互通行規制は可、路肩規制・ランプ規制・通行止は不可)」とありますが、交通規制の証明として道路使用許可申請書の写しにより証明できれば、施工実績として認められるでしょうか。	R3.12.14 回答書等1に記載のとおりです。 コリンズの登録内容では同種工事の施工実績及びその他の記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリンズで登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができれば同種工事として認めます。 競争参加資格確認申請にて添付する「技術資料(様式2)」の「企業に求める実績等の記載欄」にあります「工事諸元等(工法・規模・寸法)」に同種工事の要件を満たすことを、明確に記載してください。記載にあたり、記入欄の行間を広げて頂いて構いません。 なお、証明書類は入札公告に記載のとおり、落札予定者と決定した者に対して提出を求めるものとしています。
2	12月8日	入札公告(説明書)	P3	3-1(5)	同種工事の実績として、「a)維持修繕工事におけるその他の道路構造物又はその他の土木構造物を実施した工事」とありますが、コリンズにおける登録内容において、工種が<維持修繕工事>かつ、工法・型式が<維持修繕工>、種別が<その他の土木構造物>または<その他の土木構造物>であれば施工実績として認められるでしょうか。	同種工事はコリンズにおいて、維持修繕工事における「その他の道路構造物」又は「その他の土木構造物」として登録される工事を想定しています。
3	12月8日	入札公告(説明書)	P10	4-3 技術評価	評価項目の担い手確保として、「若手・女性技術者の配置」において、評価基準として<どちらの条件も満たす>が記載されていますが、①契約締結後に若手技術者(満35歳以下)の配置計画で1名配置、②契約締結後に女性技術者の配置計画で1名配置の、合計2名配置でも評価点として認められるでしょうか。	ご認識のとおりです。 若手・女性技術者は同一の者である必要はありません。
4	12月8日	入札公告(説明書)	P10	4-3 技術評価	評価項目の担い手確保として、「若手・女性技術者の配置」とありますが、現場代理人・主任技術者・監理技術者のいずれかとして配置しなければならぬのでしょうか。	若手・女性技術者は現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかである必要はありません。